

役員報酬等の基準に関する規則

(2020年7月1日施行)

社会福祉法人白寿会

社会福祉法人白寿会役員報酬等の基準に関する規則

(目的及び意義)

第1条 この規則は、社会福祉法人白寿会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員¹の報酬等及び費用²に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法第45条の35第1項の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
なお、報酬は、この法人の役員としての職務遂行の対価に限られ、この法人の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、常勤役員（理事長をいう。（以下同じ。））及び非常勤役員、評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬の決定については、評議員会の決議によって定められた別表第1の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。
 - (1) 常勤役員に報酬を支給する場合は、職員の支給方法を準用する。
 - (2) 常勤役員に対しては、職員としての給与を支給する場合は、役員としての報酬は支給しないことができる。
- 3 評議員及び非常勤役員等³に対しては理事会出席等、評議員に対しては評議員会出席等、必要の都度別表第2の範囲内において定額を支払うことができる。ただし、法人の職員を兼ねる役員については、この項を適用しない。

(報酬額等の基準)

第4条 法人の常勤役員の報酬額の基準は別表第1のとおりとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬額の基準は別表第2のとおりとする。

(報酬額等の決定)

第5条 前条の評議員及び非常勤役員報酬額は、理事会において、別表第1から第2に定める額の範囲内で決定する。

(報酬額等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった保険料、積立金等を控除して支給する。

(交通費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、交通費を支給する。

2 評議員及び非常勤役員等の交通費は、公共交通機関を利用したものとして、当該費用を支給する。

(費用)

第8条 法人は、評議員及び役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 評議員及び役員等が法人の業務により出張する場合は、社会福祉法人白寿会旅費規程に準じるものとする。この場合において、旅費については別に定める。

(公表)

第9条 法人は、この規則を持って、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の同意を経て、評議員会の決議をもって行う。

附則

1 この規則は2017（平成29）年4月1日から施行する。

1 この規則は2017（平成29）年7月1日から施行する。

1 この規則は2020（令和2）年7月1日から施行する。

別表第1

常勤役員報酬基準

常勤役員の報酬総額 (理事長)	年当たり報酬総額は、800万円以内とする。 ただし、報酬総額に役員賞与を含む。
--------------------	--

別表第2 非常勤役員・評議員の報酬基準

評議員会出席等	必要の都度、報酬として一人一日につき一律1万円以内とする。
理事会出席等	必要の都度、報酬として一人一日につき一律1万円以内とする。 (下欄の監事監査を除く)
監事監査	監査一日につき、一人一日につき一律1万5千円以内とする。